

## 第5回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会会議記録

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会委員長 高橋 はじめ

### 1 日時

令和4年4月14日（木曜日）

午前10時2分開会、午前11時15分散会

### 2 場所

特別委員会室

### 3 出席委員

高橋はじめ委員長、城内よしひこ副委員長、佐々木順一委員、  
関根敏伸委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、  
岩渕誠委員、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、岩城元委員、  
千葉秀幸委員、千葉伝委員、工藤勝子委員、岩崎友一委員、佐々木茂光委員、  
神崎浩之委員、川村伸浩委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、山下正勝委員、  
高橋穩至委員、武田哲委員、米内紘正委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、  
中平均委員、小野共委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、  
千葉盛委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、  
千葉絢子委員、斉藤信委員、高田一郎委員、木村幸弘委員、  
小林正信委員、上原康樹委員

### 4 欠席委員

伊藤勢至委員、千田美津子委員

### 5 事務局職員

安藤事務局次長、中村議事調査課総括課長、金森政策調査課長、角館主任主査、  
今野主任主査、佐藤主任主査

### 6 説明のために出席した者

公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター 理事長 鈴木 勇 氏、  
専務理事兼事務局長 小原 仁生 氏

### 7 一般傍聴者

1人

### 8 会議に付した事件

#### (1) 調査

飲食業等における新型コロナウイルスによる影響について

#### (2) その他

## 9 議事の内容

○高橋はじめ委員長 おはようございます。ただいまから新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開会いたします。

伊藤勢至委員、千田美津子委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、飲食業等における新型コロナウイルスによる影響について調査を行います。

本日は、講師として公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター理事長、鈴木勇様、専務理事兼事務局長、小原仁生様をお招きしておりますので、御紹介いたします。

お二人の御略歴につきましては、お手元に配付いたしております資料のとおりでございますが、まず鈴木様は昭和44年に株式会社真珠苑に入社し、現在は株式会社真珠苑ホールディングスの専務取締役を務められております。このほか、岩手県料理業生活衛生同業組合理事長を初め、令和2年6月から岩手県生活衛生営業指導センターの理事長を務めておられます。

次に、小原様は、昭和54年に岩手県職員となり、県立学校、教育委員会等で勤務され、令和3年3月に定年退職された後、同年4月から公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センターの専務理事兼事務局長を務めていらっしゃいます。

鈴木様、小原様には、御多忙のところお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。

これからお話をいただくことといたしますが、後ほど質疑、意見交換の時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、鈴木様、小原様、お願いいたします。

○鈴木勇参考人 皆さん、こんにちは。本日は、岩手県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会におきまして、私ども生活衛生業の状況を御説明する機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

私は、先ほど御紹介いただきましたけれども、岩手県料理業生活衛生同業組合理事長とともに、現在公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター理事長も務めております鈴木勇と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ではまず初めに、指導センターの小原専務理事から県内の生活衛生業の現状について説明させていただきたいと思っております。

○小原仁生参考人 今紹介いただきました指導センター、小原と申します。きょうはどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、生活衛生業の概要について御説明申し上げます。お手元の資料とこの画面とは同じものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

説明の前に1点御了解いただきたい件がございます。私ども生活衛生業をふだん使いで

は生衛業と、生活衛生同業組合につきましては生衛組合と申しています。お手元の資料につきましても、そういう形で略して表記している箇所が多々ございますことを御了解いただきたいと思えます。

ではまず、生活衛生業に係る法律についてですが、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律です。この法律は、施行された昭和 32 年当初は、環境衛生と称しておりました。平成 12 年の法改正により現在の生活衛生と称するようになりました。本県生活衛生営業指導センターでは、平成 13 年から生活衛生と名称を変更しております。手元の資料では平成 13 年となっていました、12 年の改正です。

そして、生活衛生同業組合につきましては、この法律の第 3 条により、各都道府県において、業種ごとに生衛組合を設置することができるという規定になっております。また、生活衛生関係営業につきましては、住民に利用サービスを提供する日常生活と密接な関係がある産業とされ、この法律によって各種の行政施策が講じられております。岩手県では、生衛組合が現在、飲食系としまして、すし業、中華料理、社交飲食業——こちらはスナック等のお店です。料理業、日本料理のお店、飲食業——麺類を含めます一般の飲食店でしようか、そして食肉——食肉販売や焼き肉等の飲食を提供するお店の 6 組合がございます。また、サービス系では、理容、美容業、興行——こちらは映画館です。旅館ホテル、クリーニングの五つの組合。合わせて 11 組合がございます。

次に、生活衛生営業指導センターですが、指導センターは昭和 54 年の法改正により、各都道府県生活衛生営業指導センターと全国生活衛生営業指導センターが設置できるという規定になり、岩手県では昭和 57 年に設置しております。生活衛生営業指導センターの目的は、生衛組合に限らず、組合に加入されていない一般生衛事業者を含めて、生活衛生業全体に対する指導、支援に当たっております。

次のページに移ります。こちらは、県内の生衛組合員の推移です。東日本大震災津波以降の 10 年間の推移ですが、上の表をごらんください。内陸地域と沿岸地域に区分した推移でございます。令和 3 年度までの 10 年間に 3,815 人から 2,726 人と、総数で 1,089 人、28.5% の組合員が減少しております。震災により被災した沿岸地域では 207 人、20.4% の減少に対し、内陸地域では 882 人、31.5% の減少と、内陸地域での減少率が高い状況でございます。なお、生衛組合員数の減少は、本県に限らず、ほかの都道府県においても減少に歯どめがかからず、全国的な喫緊の課題となっております。

次の表でございますが、こちらは飲食系 6 組合とサービス系 5 組合に区分した推移でございます。この 10 年間で飲食系組合が 188 人、18% の減少に対しまして、サービス系組合員は 901 人、22.5% の減少となっております。これは、サービス系組合では、組合員数の多い理容組合、美容業組合がありますので、どうしてもそちらの退会数が多いという状況になっております。

一方で、飲食系の組合ですが、この 2 年間、若干ですが、増加という数字になっております。これは、各生衛組合において組合メリットを説明し、組合への新規加入に取り組ん

でいる結果であります。例えば新型コロナウイルス感染症関連融資を受ける場合には、生衛組合員は借入利率が優遇されるということもその一つの要因でないかと推測しております。

また、この表では読み取れませんが、退会数が多いサービス系の理容、美容業においても、退会者が多い一方で、新規加入者も若干ふえているという状況でございます。恐らく同様の理由だと思われま。

なお、県内の生衛事業者数ですが、昨年の3月末現在で全体数として、これは組合に入る、入らないにかかわらず全体数ですが、約2万3,000店、うち飲食系が1万1,000店という状況でございます。

続きまして、飲食系の生衛組合の新型コロナウイルス感染症感染防止対策の取り組みにつきまは、鈴木理事長が申し上げます。

**○鈴木勇参考人** それでは、私から、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の取り組みについて御説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症が発生しました令和2年の取り組みについて御説明いたします。おとし1月に国内で初めての感染者が確認され、2月25日に政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定された後、全国で学校が一斉休校となりました。そのため、ふだんの食事の客足が遠のいただけではなく、3月以降のほぼ全ての歓送迎会等の会食の予約がキャンセルされてしまいました。この状況におきまして、私ども飲食店側としても、どのように対策を講じればいいのか当時はわかりませんで、まさに途方に暮れる毎日でございました。

そうした中で、5月に、飲食系に限らず、全ての生衛組合の全国連合会が業種別ガイドラインを策定し、各都道府県組合に対し、ガイドラインにより感染防止に取り組むよう指示が出されました。私ども組合員は、早速このガイドラインに示す感染防止対策を講じました。具体的には、距離を保ち、3密を避けるため、パーティションによる仕切りや座席数を減らす、小まめに換気をする、盛り皿はやめて個別に配膳する等、今では当たり前の光景になりましたが、一般生衛事業者に先駆けて、まず私ども生衛組合員が実践をいたしました。

次に、感染防止対策取組店、いわゆるOKマークと、感染症対策実行宣言、いわゆるわんこステッカーについてであります。どちらも来店されるお客様の安心感の醸成と飲食店の販売促進、需要喚起につなげる取り組み支援として実施されたものでございます。

まず、チェックシートとOKマークですが、これは生衛組合が独自に取り組んだものです。チェックシートは、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが作成したもので、各生衛組合が店舗の現地確認をし、そのチェック基準をクリアした生衛組合員店舗のみがOKマークを取得する仕組みとしたもので、県内350店舗が取得しました。なお、全国でも同じ取り組みがなされました。

次に、感染症対策実行宣言、わんこステッカーですが、これは岩手県による取り組みで

す。ガイドラインによる感染症対策を講じている事業者が感染症対策を実行していると県に届け出ることによって取得できるものです。生衛組合員に限らず、一般飲食店も対象であり、約5,600店がステッカーを取得しました。しかし、OKマークと違って、申告するだけで感染症対策実行宣言ができるため、その感染症対策の実効性に疑念が生じる店舗もあったようでございます。なお、ほかの都道府県においても、名称は異なりますが、同様の取り組みが実施されました。

このように、各飲食店では感染防止対策を試みましたが、他県での緊急事態宣言等もあり、客足は戻らず、厳しい経営状況のままの1年でございました。

続きまして、昨年、令和3年からの取り組みを御説明します。6月から岩手県がいわて飲食店安心認証制度を導入しました。この認証制度では、県による現地確認を受ける必要がありましたが、生衛組合が前年から取り組んできたチェックシートを踏まえた認証基準が設定されましたので、既にOKマークを取得した組合員店舗では、一般の飲食店に比べてスムーズに認証できました。なお、本年3月11日現在で、県内飲食店のおよそ半数の5,026店舗が認証されております。

次に、夏に向かうにつれ、県内での感染者が徐々にふえ始めました。8月12日に初めての岩手緊急事態宣言が発せられ、その後8月30日からの2週間は重点対策区域とされた盛岡市内の飲食店に対する午後8時までの営業時間短縮要請がございました。すると、盛岡市内の飲食店への客足が減るのはやむを得ませんでした。沿岸地域でも、県北地域や県南地域でも、盛岡市内の時短営業に合わせるよう到来店者が減少したそうでございます。まさに岩手県民の真面目な県民性がそうさせたと言われ、組合員からの嘆きも聞こえてまいりました。

昨年10月から12月にかけては、県内の感染者ゼロが数十日続き、あるいは感染者が発生しても1桁人数という状況に落ちついてきたことから、食肉生活衛生同業組合を除く飲食系生衛組合の5組合が県知事に対しまして、県民に向けた来店を促すメッセージを要望させていただきました。結果、知事や各市町村長さん方から、会食では安心認証店を推奨するとの会食の勧めをいただきまして、多少なりとも回復に転ずるかなという期待が持てるような雰囲気になりました。それで、実際少人数でも忘年会の予約が入るようになったわけでもございました。

しかし、新年を迎えた途端に、岩手県内も例外なく、オミクロン株の猛威に襲われました。オミクロン株は重症化しないとの報道もあって、1月の客足は少人数での会食が多少なりともありましたが、2月に入りますと連日感染者数が過去最高との報道があり、日中の客足もまた遠のき始め、このいわゆる歓送迎会シーズンもそれほど戻ってはいませんでした。飲食店によっては、この2月の売り上げ減少が一番大きいという店舗が多かったことから、3月に県知事への2度目となる要望、経営継続のための支援策のお願いをさせていただきます。今後の県の御理解と御配慮をお願いしたいと思っております。

なお、感染者数急増にありながらも、幸いだったこととして、県ホームページに掲載さ

れている岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議資料によりますと、本年1月から3月までの飲食店関連のクラスターの発生件数は4件でございます。当然クラスターはゼロであることが望ましいわけでございますが、昨年までの2年間で飲食店関連のクラスターが26件発生しておりますので、ことしのこの厳しい経営環境において、飲食店の皆さんが真摯に感染防止対策に取り組んでいるあかしであるのではないかと考えております。

以上、飲食系組合の動きについて御説明をさせていただきました。ありがとうございます。

○小原仁生参考人 続きまして、私からは、各生衛組合や生衛事業者の取り組み事例を幾つか御紹介させていただきます。

まず、岩手県中華料理生活衛生同業組合ですが、昨年12月からことし2月にかけて、組合員130店舗が参加する県内でのスタンプラリーを実施いたしました。多くのお客様に御参加いただき、スタンプラリーを終えることができましたこと、感謝申し上げます。

次に、岩手県飲食業生活衛生同業組合ですが、大船渡支部と陸前高田支部では、地元の東海新報の協力をいただいて、おとし12月22日と24日の2回、右側にありますとおり、全面広告を掲載いたしました。22日は、「正直、きついです今。」、2日後の24日には、先ほども説明いたしました「このマークにピンときたら」とOKマークに指さしをし、「徹底してます、感染防止」と、そういう広告を掲載してもらいました。地域の皆様には、結構なインパクトがあったという話を伺っております。

次に、生衛事業者の取り組みですが、資料にはございませんが、新型コロナウイルス感染症による減収をカバーするために、多くの飲食店では新たなテイクアウトメニューを企画したりしております。また、手軽に自宅で食べられるよう、レトルト商品の開発に取り組んでいる組合員もいらっしゃいます。また、業種別ガイドラインの取り組みの一つに、盛り皿に代えて個人ごとに小分けをして提供するという項目がございます。これを受けまして、お一人お一人趣向を凝らした配膳に取り組んでいる飲食店も結構ございますし、例えばホテルなどでは重箱にしてお出ししているというところもございます。

また、飲食系組合の取り組みではございませんが、先週、4月8日の岩手日報の記事です。遠野市内の新聞販売店において、飲食店応援の折り込みチラシを作成するという記事がございました。地域の皆様にも御支援をいただき、本当に感謝申し上げます。

次のページに移ります。こちらはサービス系の生衛組合の取り組みについてです。サービス系組合においても、飲食系組合と同様に、それぞれの全国連合会が策定した業種別ガイドラインに基づいて感染防止対策に取り組んでいますが、サービス系の生衛営業の場合にはお客様との接し方が業種によって異なっております。

理容や美容業におきましては、お客様の髪の毛やお顔に直接触れますので、お客様にマスクをしてもらったままで、従業員もフェースシールドを装着し、施術している店舗が多いかと思われま

クリーニング業においては、お客様が着用した衣服を預かるため、受け取りの際に手袋を着用するところもあります。また、衣服をまとめてお預かりしても、1着1着一旦広げて、汚れの箇所やポケットに何かが入っていないか確認しなければならないため、感染防止にはかなり神経を使っているという話も聞いております。

また、興行、映画館では、座席を一つ置きにしておりますし、旅館ホテルにおいては飲食店と同様に食事の座席数を減らしたりしている次第です。

一方、ガイドライン以外の組合独自の取り組み事例を紹介いたします。左側のところに書いてありますが、まず美容組合ですが、組合単独でおとし、令和2年に県内各地域で講習会を実施し、受講した組合員には感染予防対策取組店という、この青いステッカーを配付しております。

次に、理容組合ですが、床屋さんのほうです。休業補償に係る損害保険を導入し、保険料の半額を組合が負担しております。補償内容としましては、本人または従業員が新型コロナウイルス感染症に感染あるいは濃厚接触者となった場合に、長ければ2週間程度の休業を強いられるわけですが、店舗の休業補償分と消毒費用が給付されるという保険でございます。事例といたしまして、店主が濃厚接触者となった理容店ですが、休業のためすぐに消毒作業を行ったそうです。その消毒費用分として20万円が数日後には給付されたということで非常に助かったという話も伺っております。

また、組合員に限りませんが、理容や美容業の事業者では、コロナ禍前からですが、お客様の利便性を考えて予約制とする店舗がございましたが、コロナ禍となり、お客様同士が接触することがないように、完全予約制で営業する店舗がかなりふえてきております。予約制導入により事業主自身も待機時間がなく、計画的に事業ができるという話のようです。

次のページに移ります。こちらは、公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センターの取り組みについてです。私ども指導センターの令和4年度の事務局の体制でございますが、専務理事兼事務局長の私と常勤の経営指導員が1名、非常勤の経営指導員が2名、事務職員が1名、非常勤の事務補助1名の6名の体制で事業に取り組んでおります。

まず、相談指導体制でございますが、令和2年度途中より岩手県の配慮をいただき、新型コロナウイルス感染症対応の非常勤経営指導員の配置をいただき、相談対応に当たっております。左側の表でございますけれども、センター経営指導員による相談指導件数です。コロナ禍前の令和元年度に比べて新型コロナウイルス感染症が発生した後の令和2年度は倍増しております。なお、項目のその他は、複数項目あるいは業務全般に及ぶような相談ということで一くくりにさせていただきました。

相談では、相談者がセンターに来所される場合もございますが、相談中にこの資料を確認したいというのが手元にないために、相談指導に行き詰まる事例も結構ございます。そこで、私どもは、相談者の都合がつく日時にセンターから直接相談者側に出向いて相談対応するように心がけております。

次に、右側、真ん中の表でございますけれども、各生衛組合には県が委嘱する特別経営相談員というものを七十数名設定しております。新型コロナウイルス感染症により相談需要がふえることが見込まれましたので、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターでは令和2年度からこの特別経営相談員を活用した相談支援事業を実施しております。この組合員である特別経営相談員による相談内容は、センターの経営指導員による相談指導に比べて、より具体的な給付金等の申請サポートといったような事務手続の相談が多いようです。

次に、ことし2月から国が実施している事業復活支援金についてです。これは、これまで実施された一時支援金や月次支援金では、月の売り上げ減少率が50%以上で、かつ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により影響があった事業者という要件がありましたので、県内の小規模の飲食店などでは該当する店舗はそれほど多くありませんでした。しかしながら、今回の事業復活支援金につきましては、今申し上げました緊急事態宣言等の影響の要件はなくし、さらに売り上げ減少が50%から30%というように引き下げられましたので、新たに該当する生衛事業者が多数存在しているという状況でございます。

そこで、センターでは3月に県内各地で特別経営相談員を対象とする事業復活支援金事務に関する臨時研修会を実施してまいりました。現在センターの経営指導員とともに組合の特別経営指導員も、組合員のこの事業復活支援金の申請手続の支援に当たっている状況でございます。

次に、アンケート調査でございますが、令和2年度から組合員に対する新型コロナウイルス感染症による経営への影響調査を実施しております。また、一般生衛事業者に対しましては、業種別ガイドラインを送付し、周知を図っている次第です。これらの調査等では、個別相談をしたいかという問いかけの回答欄を設けており、申し出た生衛事業者には、先ほど申し上げましたとおり、センターの経営指導員が出向いて個別相談対応も行っている次第でございます。

次のページに移ります。このページでは、先生方のお手元に配付いたしました感染予防パンフレット、感染症の基礎知識について若干説明申し上げます。青い表紙の2021年版は昨年3月に作成したものです。ピンク表紙の2022年版はその後のこの1年間で新型コロナウイルス感染症に関する情報がいろいろ変わりましたので、改訂版として先月発行したものでございます。

この2021年版について、生衛事業者にはまず新型コロナウイルス感染症の基礎知識を理解してもらうことを主眼として作成したものです。生衛組合員に配付するとともに、昨年度開催しました講習会やセミナー等において、講義にも使用いたしました。今年度実施するセミナーでは、この2022年版を講義資料として活用する予定です。

それで、少しでも内容を紹介させていただきたいと思っております。資料にも掲載しましたが、青い2021年版の5ページをお開きください。こちらの表は、マスクの望ましい装着方法ということで書いております。鼻出し、顎かけマスクはNGですというような書き方をし



おりますし、また最後の(7)、マスクには表と裏がありますということを書いています。私つけているマスクではないのですけれども、普通のプリーツのあるマスクですが、これがつけたときに鼻のすぐ下のところの、この溝になりますよね。これが山型に、ですからこうなるのが外側、表側、谷側になるのが内側というように私どもは表記しています。要は谷側になれば、そこにほこりやちりがたまるという解釈で、そこが山側になるようにということで、1年間、このパンフレットを使って指導させていただいております。

また、11ページでは、室内の換気について記載しております。必ず2カ所、風が通るように開けて換気しなさいねというような形の説明をさせていただいております。ごくごく基礎知識というか、基本的なことをごさいますけれども、やっぱり生衛事業者の皆様、特にとこの言い方はよくないのですが、サービス系、理容業、美容業を初め、70代後半、80代の方も結構おいでです。どうしても地元で、あなたがいなければ私は髪が切れないからとかということで、閉めるわけにいかないのですという、そういう御年配の方も多くいますので、基礎的な話ですが、そこからもう昨年はセミナーでお話をさせていただいているという状況です。

それでは、資料説明に戻ります。セミナーについてですが、ここの右側のほうの手前、右側にありますとおり、昨年度は今申し上げましたパンフレットの感染防止を含んだ講義をしていますが、それに加えてアフターコロナを見据えてということで、全国各地で飲食店の新規開店や事業内容のプロデュースを手がけている中小企業診断士による講義も盛岡市で実施いたしました。セミナーが終わるたびに毎回受講者からアンケートを頂いているのですが、この講師による講義の評価が非常に高かったことから、この方に今年度もお願いし、9月には花巻市と釜石市、10月には宮古市と大船渡市の4会場でアフターコロナを見据えた飲食店向けの講義を予定しております。

最後のページです。結びにということで、この資料を作成した時点では全国的に年明けからのオミクロン株による感染者数がピークアウトを越えたのではないかとの報道がありましたので、オミクロン変異株のピークアウトを迎えつつありますと記載しましたが、県内では昨日、過去最多の431人、累計患者数も2万2,000人を超えました。したがって、ピークアウトが見えてこないどころか、予断を許さない状況が続いております。加えてオミクロンの派生型と言われますXE型が3月下旬に国内で初めて確認されたとの報道もあります。オミクロンの場合は、11月末に国内で初めて感染者が出て、年明け1カ月後の1月から爆発的に感染が拡大しました。そういう状況を考えますと、ゴールデンウィークに期待している業種の多くの事業者の皆さんにとっても、新たな不安要素が出てきてしまったかなという感じがします。こうした厳しい状況が続く中でございますけれども、今後生衛組合員、生衛事業者がコロナ禍前の3年前の経営状況まで少しでも早く回復できるよう、それぞれの生衛組合として、また生活衛生営業指導センターとして、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた支援に努めてまいりたいと思います。

繰り返しとなりますが、なかなか飲食店等への客足が戻りませんが、生活衛生事業者店

舗におきましては、県内の皆様あるいは県外からのお客様に対し、安全に安心できる飲食やサービスを提供するよう努めてまいりますので、引き続き委員の皆様方また県民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、本日の説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○高橋はじめ委員長 鈴木様、小原様、御講演大変ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。ただいまの御説明に関し、質疑、御意見等ありましたらお願いいたします。

○佐々木朋和委員 御説明ありがとうございました。また、日ごろより生活衛生同業組合様には組合員の店舗をお支えいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

私は、一関市の東磐井の出身なのですけれども、生活衛生同業組合の役員さんや事務局さんが国や県の制度をよく店舗の皆さんに周知をしていただいております、また丁寧に、本当に申請の仕方から教えたりというところを見ておりました。本当にありがたいなと思っております。そういった中で、御質問をさせていただきたいと思います。

この3月に改めて県へ要望書を出したということでした。現状、店舗様にとってどのような支援策が適切なのか、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて必要だと思うのですが、まず県への要望がどのようなものだったのか具体的に教えていただきたいと思っておりますし、また相談業務の中でこういった特徴や傾向があるのか、こういったことで店舗様が今悩んでいらっしゃるのか、その相談内容をプライバシーに触れないところで教えいただければと思います。

また、県でも、5月ぐらいにGo To イートの県版を始めようということで予算化もしているところではありますが、私の地域などでは、業者様から、そういったような景気刺激策だけれども、果たして実際にみんな買ってくれるだろうかと不安の声も上がっております。そういった中で、他県ではまん延防止等重点措置とかは解除されているのですが、岩手県では岩手緊急事態宣言が発出されたままで、果たして景気刺激策に県民の皆様は乗ってくれるのかといった課題もあるかと思っておりましたが、この辺の受け止めについてお聞きしたいと思います。先ほど飲食店ではクラスターが少なかったという説明もありましたので、県としての発信の仕方、宣言の仕方を変えるべきではないかと私は思っているところですが、その辺のお話もお聞かせいただければと思います。

○高橋はじめ委員長 ちょっと質問項目が多かったようですが、よろしくお聞きいたします。

○鈴木勇参考人 3月の県に対する要望でございますが、飲食系組合のみで行いました。本当は11月に要望を出して、知事のほうから会食をやってほしいというような発言をいただきまして、それで少し戻ったわけです。11月、12月の忘年会シーズンに向けて客足が戻りまして、そのお礼をするつもりでございましたが、オミクロン株の流行でそれがまたマイナス要因になってしまったということで、急遽また要望に変えさせていただいたのですが、現在やはり困っているのは、各種の支援、支援金、事業復活支援金等が国からはある

のですが、県、市町村からはそれが先細りになってきたので、今皆さんが一番欲しいのはやはり現金でございまして、予算の関係もあるでしょうけれども、なかなかそれが無いということで、そういう要望をさせていただきました。あとは皆さん最初に新型コロナウイルス感染症対策として必要なのは資金です。資金繰りにみんな困ってしまって、国民生活金融公庫等金融機関から新型コロナウイルス感染症対策支援の融資を受けたわけです。ほとんどの事業者が融資を受けております。その返済の据置期間がもう今年の2月、3月で切れて、返済が始まるわけですが、その再度の延長を県からも働きかけをお願いできないかと。実際問題としては、国民生活金融公庫、各金融機関でも、それは柔軟に対応しているようございまして、また1年等返済猶予ができるというような現状になっております。県への要望については取りあえずそういうところございまして。その後、盛岡市にも参りまして、同様の要望はしてまいりました。

次は何を説明すればよろしいでしょうか。

○高橋はじめ委員長 相談内容で。

○小原仁生参考人 今理事長が申し上げましたように、相談内容につきましては当初は資金繰りのための融資相談がやはり多かったかと思っております。融資について対応した後は、やはり今度は給付金ということで、先ほども説明いたしましたとおり、一時支援金ですとかの相談です。あの支援金は緊急事態宣言絡み、あるいはまん延防止等重点措置絡みでなければとハードルが高かったのです。ですから、岩手県は緊急事態宣言、まん延防止等重点措置区域になっていなかったのも、もし該当する事業者となると、隣の宮城県が緊急事態宣言の対象地域になっていましたので、宮城県から食材を仕入れていたけれども、その食材を仕入れることができなかった、あるいは県境地域の事業者にとっては宮城県からの来店客がなくなった、それが収益の減少になったというような場合であって、なかなか県央辺りの業者はそういう物流としての取引がなければ該当にはならなかったのかなと思います。それが今度の事業復活支援金は、その要件がなくなりまして、さらに50%以上の減収が30%になったということで、間口が広くなり、要件が拡大しましたので、それで対象者がふえました。

ところが、その前からそうなのですが、国の申請は今はやりのデジタル、ウェブでの申請にしないと、それ1本なのです。そうしますと、先ほど私が言いましたとおり、サービス業は70代、80代の方もおいでなのですが、その方もペーパーではなく、ウェブで申請しなければならなくて、今は申請の相談が結構来ているのですが、そういう御年配の相談もありますので、その相談にいかに対応してもらうか。基本、申請は本人です。組合事務局、センターが申請できないのです。スマホでもできますけれども、御年配の方もスマホを持っていらっしゃる方もおりますが、そういうのを一から、手続の相談に乗ってあげなければならないということで、少し苦慮している状況にはございます。

また、Go To イートですとか、クラスター対策に今後どう取り組んでいくかというところですが、やはりクラスターがことし4件発生しましたけれども、4件にとどまっ

ています。それは、認証店を含めて飲食店が頑張っているのだ、取り組んでいるのだと、安全、安心を前面に押しアピールしていきながら、あとは皆様の御理解をいただいでいくしかないのかなという感じがします。以上でございます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。

電子申請については、やはり少しでも間違いがあると2週間ぐらいたってから事務局からメールで返ってくるとか、1回出して、それがよくなったのだけれども、次は三つぐらい直すところを持って返ってきたとか、若い人でもなかなかやはり大変だという声をいただいております。そこをしっかりと支えていただいていることに感謝申し上げます。

また、先ほどもお話がありましたとおり、クラスターが4件しか発生していないというところでも、岩手緊急事態宣言は2回目ですが、やはり1回目の行動制限がかなり厳しかったものですから、県民の皆さんも岩手緊急事態宣言と聞くと、どうしても飲食店には行けないというような意識なのかと思います。そういった面もぜひ県には改善をしていただきたいと思いますし、我々も声を上げていきたいと思います。ありがとうございます。

○斉藤信委員 御説明ありがとうございます。岩手県が毎月新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査をやっておりまして、私たちもそれをしっかり見させていただいております。先ほどの御説明でも、2月が一番厳しかったと、恐らく3月と続いていると思うのですけれども。その点で、実は3月、2月定例会の最終日に飲食店応援の補正予算が提案されまして、やっと可決されました。実は、昨年度の補正予算では、いわて旅応援プロジェクトが2月定例会では2回にわたって補正されまして、12億2,000万円と80億円の補正が組まれたのです。合わせると92億円ですから、これは大体今までの実績から見ますと2年間分ぐらいの県民割の規模です。だから、私は宿泊関係に対してはかなり措置されたのではないかと思います。問題は、どのようにそれが実施されるかということですが、幸いずっと継続されております。しかし、それ以外の支援策が県としてもなかったのです。だから、この新型コロナウイルス感染症の影響は旅館ホテルだけでないでしょうと。特に飲食業の方々の影響が旅館ホテル業に匹敵するぐらい厳しいというのが影響調査で出ましたので、そのほかの事業者に対する支援策も講じるべきだということで、最終日に、予算としては5億5,000万円ぐらいですけれども、プレミアム食事券でいいますと、額面で17億5,000万円になるのです。去年1年間取り組んだ実績が22万9,600冊で、額面で11億4,847万円でした。今回の補正は、それを超える規模になりますので、これは実施が5月中旬ということ、少し準備の期間があるのですけれども、飲食業応援の最低限の措置は取られたのかなと思っております。

ただ、この点でお聞きしたいのは、去年1年間取り組んだいわての食応援プロジェクトなのですけれども、参加店舗数が2,113店舗でした。皆さんの資料をきょう見ましたら、認証店取得は5,000店舗を超えているのです。せつかく5,000店舗が認証を取りながら、このいわての食応援プロジェクトに参加した飲食店が2,113店舗にとどまったということで、一つは何が課題なのか。認証を取ったら、私は全て参加してもおかしくないのではないかと

思いますけれども、どういう問題があつて、この参加数が半分以下にとどまっているのか、そのことをお知らせいただきたいと思います。

あともう一つは、事業復活支援金は国の補正予算ですが、これも対象が11月から3月の売り上げ実績なのです。だから、率直に言えば去年の事業なのです。国も県も今年度の事業がありませんので、その点でいけば、私はこの事業復活支援金を新年度も国に実施させる必要があると思います。

もう一つは、岩手県の新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査でも何が一番事業者に喜ばれたかという点、第1位は市町村の補助金なのです。第2位は、ほぼ同率なのですけれども、県の経営支援金でした。市町村の補助金は、新年度も引き続き幾つかの自治体ではやられています。私は、県の経営支援金というのが県内の事業者には一番喜ばれた施策だったのではないかと思います。これを新年度もやるべきではないかということで、提起もし、考えていますけれども、その点で事業復活支援金の申請状況、そしてそのほかの支援の要望についてお聞きいたします。

○小原仁生参考人 それでは、お答え申し上げます。

まず一つ目、いわての食応援プロジェクトのクーポン券の対象店舗が2,100店舗程度にとどまっているということですが、具体的になぜかというのは私ども把握はしておりませんが、これはこのクーポンに限らず、これまでのクーポン対応でもよく言われていることなのですけれども、店舗側としまして、クーポンを預かります。1万円の場合に例えば8,000円分は現金で、2,000円分はクーポンですということでございます。そのクーポンが決済を経て現金化されて、その店舗に現金として入ってくるのに2カ月ないしプラスアルファの時間がかかるわけなのです。そうしますと、どうしても、こういう町なかではなく、地方の飲食店だったら手元の現金というような選択肢を、あるいはうちのほうは地元の人に来るけれども、観光客とかクーポン券を持っている人は来ないからというものもあるかもしれませんけれども、なかなか資金サイドの関係で使わないというところもあるやに聞いています。お答えになるかどうかわかりませんが、そういう事情もあるだろうと思います。

また、事業復活支援金についてでございますけれども、やはり私どもも、今までの一時支援金、事業復活支援金と続いてきたように、今年度も、名称は変わるかわかりませんが、継続してもらおうと非常に助かると思います。

また、市町村が1番、あるいは県のほうの事業復活支援金も好評だったというのは、先ほど話ししましたとおり、国の一時支援金の厳しいハードル、緊急事態宣言並びに50%というのを補完する形で県の事業復活支援金のスキームをつくりましたので、当初から30%以上という要件にしておりました。そして、もちろん緊急事態宣言というような要件もありません。ただ、では事業復活支援金の今度の違いはというのは、県は3カ月のスパンの中でというのがありまして、今回はそれが1カ月のスパンに国の制度がさらに緩くなったというのか、要件が緩和されたということがあります。ですから、同じように県、市町村におきましても、そういうフォローをしていただきたいと切に思う次第です。お答えになっ

たでしょうか。よろしいでしょうか。

○**斉藤信委員** では、もう一つだけ。事業復活支援金は、窓口が商工会議所、商工会が基本ですよね。これは、生活衛生同業組合が窓口になるということは、実際はどうなのか。その点でウェブ申請になっているというのは、前の持続化給付金の時もそうで、いろいろなところがかなりの支援体制を組んで支援して申請したというのが特徴でした。だから、私はそういう点でいくと、やはり本当に支援体制を強化して、対象となる全ての飲食店なり事業者が、活用できるものは最大限活用するということが必要だと思いますが、その窓口はどうなっているのかお伺いしたい。

あとは、売り上げ減少30%以上ということで、対象が広がったということですが、平均すると飲食店の売り上げ減少は30%以上なはずですよ。だから、かなりの事業者が対象になっているのではないかと思います。その点では、本当に支援体制を抜本的に強化して、全ての対象となる飲食店が申請できるような取り組み、そのためには何が必要なのか、行政へのそういう要望があれば、お知らせいただきたいと思います。

○**小原仁生参考人** 事業復活支援金の窓口でございますけれども、今回は生活衛生同業組合も窓口として事前登録に対応しているということになっております。その事前登録というのは、申請内容の前にその事業者が本当に事業をしているかの確認をする事前確認が必要なのですが、これにつきましては生活衛生同業組合がその登録機関になれば、もう既に組合員ですから、そのまま事業者は事業しているのですよということで、本当に簡易なチェックで事前申請が通るわけなのです。ところが、そうでなければ、やはり五つ、六つの書類を確認した上で事業をしていますねという確認行為になります。その関係で、私ども岩手県の場合は11の組合がありますけれども、この中の対象者が出てくるだろうと思われる組合、八つの組合がその事前登録機関に登録して対応しております。

加えまして、私ども岩手県生活衛生営業指導センターも一般事業者側の対応という形で登録機関になっておりまして、岩手県としましては生衛関係の九つの団体がその事前登録確認機関として登録している状況です。なお、全国都道府県を見ますと、生衛関係で九つの機関が登録しているのは岩手県と、たしか愛知県、岐阜県の3県で、一番多い状況です。ですので、うちの各組合も積極的に対応しているということを御承知おきいただければと思います。

30%以上の要件についてですが、やはりこれは私どもとしてはとにかく幾らかでもハードルが低ければ、生衛業者にとってはいいだろうと思います。先ほども言いましたとおり、X E株が春、夏にかけて本当にどうなるかわかりません。もしかすると、もっと数がふえるのかどうかかわかりません。やっぱりそこは心配の種が尽きないわけですが、それにつけてもとにかくウィズコロナとして対応していくしかないという今現状でございます。以上です。

○**高橋はじめ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋はじめ委員長 ほかにないようですので、飲食業等における新型コロナウイルスによる影響については、これをもって終了いたします。

鈴木様、小原様、本日は貴重なお話をいただき、大変ありがとうございました。なかなかはたで見ているのと実際にこうしてお話を伺うのでは相当な情報格差がございまして、きょうは本当に貴重な機会をいただきました。私の地元の北上市でも、同級生が2人ほど店舗を開いておりまして、月に1回ぐらい顔を出してねと言われておりまして、状況を見ながら私も足を運びたいなという思いもいたしております。いずれ我々の社交場というか、コミュニケーションの場を守っていかなければならないと思っておりますし、またその業界でお働きの皆さん方は本当に苦労されているのではないかと思っております。限らない支援をこれから議論しながら、また県にも要望していければというふうに思っております。

引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら事業を継続されている生活衛生業の方々に対して御指導をいただくとともに、本県における新型コロナウイルス感染症対策への御助言等賜りますようお願いを申し上げます。本日は大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。どうぞ感謝の拍手をお願いいたします。(拍手)

委員の皆様は少々お待ちください。

次に、その他であります、何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋はじめ委員長 私から、皆様方のお手元に2枚つづりの資料をプリントしたものを配付させていただきました。4月1日現在の新型コロナウイルス感染症患者(死亡例)の状況について、具体的にはどういう既往症等を持たれている方なのかということをお尋ねしておりました。その回答が来ておりました。

それから、2枚目は厚生労働省から令和4年3月24日付で遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築についてということで、これは昨年の3月に引き続き今回2度目、こういう形で通知が来ているということの情報提供でございます。以上でございます。

皆さんから何もないければ、以上をもって本日の日程は全部終了させていただきます。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。